

2017年5月26日

各位

会社名 株式会社ソラスト  
 代表者名 代表取締役社長 石川 泰彦  
 コード番号 6197 東証第1部  
 問合せ先 取締役専務執行役員  
                   経営企画本部長 春山 昭彦  
 TEL 03-6890-8904

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更の議案を2017年6月29日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社の事業内容の多角化並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的の変更を行うものであります。
- (2) 法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、現行定款第30条（選任方法）に補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、現行定款第31条（任期）に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする旨の規定を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～14. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～14. (現行どおり)

<p>15. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害者福祉サービス事業および地域生活支援事業</p> <p>16. ～25. （条文省略）</p> <p>26. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>27. ～30. （条文省略）</p>	<p>15. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業、<u>一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</u></p> <p>16. ～25. （現行どおり）</p> <p>26. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（<u>第1号訪問事業・第1号通所事業</u>）</p> <p>27. ～30. （現行どおり）</p>
<p>（選任方法）</p> <p>第30条 （条文省略）</p> <p>② （条文省略） （新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（選任方法）</p> <p>第30条 （現行どおり）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ <u>当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。補欠監査役の選任決議の定足数は、前項を準用する。</u></p> <p>④ <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>
<p>（任期）</p> <p>第31条 （条文省略）</p> <p>② （条文省略） （新設）</p>	<p>（任期）</p> <p>第31条 （現行どおり）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ <u>前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2017年6月29日（予定）
定款変更の効力発生日	2017年6月29日（予定）

以上